

「南風原町地域福祉計画策定」 町民ワークショップ参加者募集について

福祉の問題は、いつかは家族や自分が向き合うことになるもので、決して「他人事」ではありません。さまざまなサービスが満たされていることが望ましいのですが、少子高齢化の進展、深刻な経済不況、さらには虐待やひきこもりなどの新たな課題もあり、福祉を取り巻く環境は、複雑・多様化しています。町では今年度、「地域福祉計画」を策定するにあたり、自分たちが住んでいる地域がどうあるべきかをみんなで知恵を出し合い、あるべき将来像に向けた課題解決への方策や具体的な実践活動の提案など、広く町民の意見を取り入れるため、町民ワークショップ参加者を募集しています。

1. 応募条件
町内に在住する20歳以上の方で、全5回開催予定(平成25年9月中旬～10月下旬)の町民ワークショップに継続して参加出来る方。
2. 応募締切り
平成25年8月30日(金)午後5時までに下記にお申込みください。
3. 応募方法
住所・氏名・生年月日・連絡先をこども課もしくは町社会福祉協議会まで電話・FAX等のいずれかでご連絡ください。
4. 募集人員・報酬
より多くの方々にご参加いただくため、特に人数の制限は定めません。なお、参加に伴う謝礼金等のお支払いはありません。

● お問い合わせ・申込先(ワークショップ事務局) ●

南風原町役場こども課 地域福祉班 ☎ 889-7028 FAX 889-7657	南風原町社会福祉協議会 ☎ 889-3213 FAX 889-6269
---	--

那覇広域都市計画事業 津嘉山北土地区画整理事業の 事業計画を変更しました。

1. 土地区画整理事業の名称
那覇広域都市計画事業津嘉山北土地区画整理事業
2. 施行者の名称
南風原町
3. 事業施行期間
平成6年3月31日から平成31年3月31日まで

縦覧場所 区画下水道課 ☎889-2508

保育士(臨時・パート)職員募集

南風原町内の認可保育園では、保育士を随時募集しております。勤務条件等は各園へお問い合わせください。

	保育園名	電話番号	所在地
町立	宮平保育所	889-3920	宮平9
	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105
認可 保育園	かねぐすく保育園	889-4378	新川160
	はなその保育園	889-3425	大名156-4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667-9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416-2
	さんご保育園	889-1768	本部434-44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208-1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平372-1
	ていだ保育園	888-1945	宮平607-1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52-1

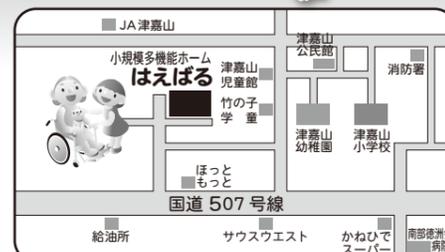
小規模多機能ホーム はえばる

平成25年8月12日(月) 南風原町津嘉山にオープン

利用者募集中!!
(いつでも見学OKです)

小規模多機能ホームはえばるとは、南風原町内に住所がある要介護状態にある高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために支援します。施設に「通い」、または「宿泊」し、時には自宅に職員が「訪問」するなど利用者や家族の希望・要望に合わせて柔軟にサービスを組み合わせて安心した生活をサポートします。

お問い合わせ先：合同会社ケアネットはえばる
小規模多機能ホームはえばる 開設準備室
☎098-889-8790 担当 金城



児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆さまへ 現況届のお知らせについて

受給資格者は毎年必要な書類を添えて「現況届兼所得状況届」を提出しなければなりません。この届出を怠ると手当の支給が差し止められることもありますので、ご注意ください。なお、受給者には文書で通知します。届出の期間は次のとおりです。

※児童扶養手当の現況届と一緒に、母子及び父子家庭等医療費助成の現況届も行います。

- ・児童扶養手当、母子及び父子家庭医療費助成／8月12日(月)～8月23日(金)
- ・特別児童扶養手当／8月26日(月)～8月30日(金)

よく存じてですか? 児童扶養手当 と 特別児童扶養手当

児童扶養手当について

児童扶養手当ってどんな制度?

離婚などにより、父親や母親と生計を共にできない児童が育成される家庭(ひとり親家庭など)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として設けられた制度です。ひとり親家庭や、父親または母親に変わって児童を養育する人に対して手当が支給されます。

どんな場合に対象になるの?

次のいずれかにあてはまる児童を監護している母親や、その児童を監護し生計を同じくしている父親、父親または母親にかわって児童を養育している養育者に支給されます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童(※父または母の死について支給される公的年金(遺族年金など)を受け取ることができる場合は対象となりません。)
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで産んだ児童
- ⑧父母とも不明である児童(棄児など)

児童扶養手当の額は?

全部支給の場合、児童1人の場合は、月額41,430円で、2人目の場合は5,000円加算、3人目からは3,000円加算となります。(平成25年8月時点)
所得に応じて一部支給停止、全部支給停止があります。



特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当ってどんな制度?

身体や精神に障がいがある児童について、障がいの程度に応じて手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

どんな場合に対象になるの?

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童の父親もしくは母親、または父母にかわってその児童を養育している人に対して手当が支給されます。(※児童本人が、障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は対象となりません。)

特別児童扶養手当の額は?

障がいの程度に応じて支給額が異なります。支給対象障がい児1人につき、1級に該当する場合は50,400円。2級に該当する場合は33,570円。(平成25年8月時点)
所得に応じて支給停止になることがあります。

済んでますか!?

児童手当の現況届

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。手続が済んでいない方は早めに現況届の提出をお願いします。

お問い合わせ こども課
☎ 889-7028